

太陽光発電設備の発電余剰電力買取規約

2026年1月1日実施

東邦瓦斯株式会社

1.目的

本規約は、中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域内において、東邦瓦斯株式会社（以下「当社」といいます。）による太陽光発電設備の発電余剰電力の買取りの条件および手続き等を定めることを目的とします。

2.用語の定義

- (1) 「太陽光発電設備」とは、太陽光をエネルギー源として発電を行うシステムで、発電出力が原則10kW未満のものをいいます。
- (2) 「発電余剰電力」とは、太陽光発電設備の発電電力のうち、当該太陽光発電設備を設置されたお客さまが自ら消費する電力を上回った電力のことをいいます。
- (3) 「買電量」とは、当社がお客さまから買い取った発電余剰電力の量のことをいいます。なお、買電量の単位は、1キロワット時（kWh）とします。
- (4) 「買電額」とは、買電量をもとに算定した、当社がお客さまから買い取った発電余剰電力の代金額に、発電側課金に相当する額を加算した金額をいいます。
- (5) 「系統連系受電契約」とは、一般送配電事業者の託送供給等約款に基づき、当社が一般送配電事業者を代理して、お客さまとの間で、発電量調整供給契約に基づき締結する契約で、一般送配電事業者が維持および運用する系統設備にお客さまの太陽光発電設備が連系し、その状態を維持すること（系統連系受電サービス）に係る契約をいいます。
- (6) 「発電側課金」とは、系統連系受電契約において、お客さまが、一般送配電事業者に支払う系統連系受電サービス料金、延滞利息および契約超過金をいいます。

3.対象となるお客さま

当社は、お客さまが太陽光発電設備を設置し、かつ、一般送配電事業者の電力量計により、買電量が計算できることを条件として、お客さまの発電余剰電力を買い取ります。

4.当社へのお申込み

- (1) 発電余剰電力買取の契約をご希望されるお客さまは、本規約をご承諾いただいた上で、当社所定の様式により当社にお申込みいただきます。
- (2) 当社はお客さまが、3.に定める適用条件を満たしていると判断した場合に、前項のお申込みを承諾します。
- (3) 発電余剰電力買取の実施に際し、配線工事等の別途工事を行う場合等の当該工事に係る費用はお客さまにご負担いただきます。
- (4) 本条(1)～(3)の定めにかかわらず、電力市場の変化、政策動向等、事業環境の変化等を理由に、当社は発電余剰電力買取の新規申込みを休止もしくは中止し、または発電余剰電力買取制度を廃止することがあります。

5.本規約の内容の表示

当社は、お客さまに対し、本規約を記載した書面を交付する方法または本規約を記録した電磁的記録を提供する方法により、本規約の内容を示すものとします。

6.契約期間

- (1) 発電余剰電力買取の契約は4.(2)に基づき当社がお申込みを承諾し、お客さまにご連絡した買取開始日をもって契約成立日とします。

- (2) 契約期間は契約成立日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までとします。なお、契約期間満了日の1か月前までにお客さままたは当社からの申し出がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとします。

7.買電量の計測・買電額の算定

- (1) 買電量は一般送配電事業者が行う検針により確定するものとし、検針値は当社が一般送配電事業者から入手するものとします。
- (2) 買電額は、契約期間において、毎月の買電量に、当該月の買取単価を乗じた額および発電側課金に相当する金額に基づいて、当該年度についてまとめて算定するものとします。なお、毎年度の買電額の単位は1円とし、その端数は切り上げます。
- (3) 当社は、買電量を確定する月ごとにおいて、お客さまが次の①および②のいずれにも該当する場合は当該月において別表「発電余剰電力買取単価表」に定める「ガス電気セット価格」の買取単価を適用するものとし、その他の場合は月ごとに同表に定める「標準価格」の買取単価を適用するものとします。
- ① 太陽光発電設備を設置する発電場所において、当社、東邦液化ガス株式会社および当社が承諾した事業者とガス使用契約を締結している、または、これを締結しようとしていること。なお、ガス使用契約と発電余剰電力買取の契約は同一のお客さま名義であること。
- ② 太陽光発電設備を設置する発電場所において、当社と電気需給契約を締結している、または、これを締結しようとしていること。なお、電気需給契約と発電余剰電力買取の契約は同一のお客さま名義であること。
- (4) 買取開始日が属する月の翌月を起算月として12か月目の末日まで（買取開始日が属する月を含む）の買取単価は、別表「発電余剰電力買取単価表」単価①を適用するものとし、その翌月以降の検針分からの買取単価は、別表「発電余剰電力買取単価表」単価②を適用するものとします。ただし、原則として、別表「発電余剰電力買取単価表」単価①の適用は、次の条件を全て満たす場合に限ります。
- ① 買取開始日が2023年9月21日以降であること
- ② お申込み日以前に同一受電地点かつ同一契約名義（同居のご家族含む）で、当社との太陽光発電設備の発電余剰電力買取契約がないこと
- (5) 買電量の算定期間は原則として、毎月初日から末日までとします。
- (6) お客さまと小売電気事業者との契約が未締結の場合その他当社の責めによらない事由により一般送配電事業者より検針値の提供がされない場合においては、買電量は0kWhとして取り扱います。また、買電量が、不明の場合や異常値であると疑われる場合には、当社は、前年同期の同一期間の使用量や前月の使用量その他事情を踏まえて、お客さまと協議の上、当該買電量を補正することができるものとします。

8.系統連系受電契約の締結等

- (1) 当社は、一般送配電事業者を代理して、お客さまとの間で、系統連系受電契約を締結します。
- (2) お客さまが新たに系統連系受電契約を希望される場合または当該契約の内容に変更が生じる場合、お客さまが契約の締結または変更について、当社に対して申し出でいただきます。
- (3) 当社は、お客さまが系統連系受電契約の変更を当社に申し出た場合に、発電量調整供給契約の変更として一般送配電事業者へ申し出ます。
- (4) 一般送配電事業者がお客さまとの系統連系受電契約を解約される場合、当該お客さまの発電場所に係る発電量調整供給契約を変更します。
- (5) お客さまは、系統連系受電契約の消滅後に接続された電気は一般送配電事業者が無償で受電することを承諾していただくものとします。

9.系統連系受電契約に係る料金の支払い方法

- (1) お客さまの発電側課金についてはそのつど、お客さまから当社に支払いを行っていただきます。支払われた発電側課金についてはそのつど、当社から一般送配電事業者に支払いを行います。ただし、次の場合には、一

般送配電事業者が指定した金融機関を通じて一般送配電事業者の銀行口座への振込み等によりお客さまから一般送配電事業者へ支払っていただきます。

- ① お客さまが料金を支払期日までに当社に支払われない場合
 - ② お客さまの発電側課金が当社とお客さまとの間の発電余剰電力買取の契約に係る料金を上回る場合で、当社とお客さまおよび当社と一般送配電事業者のそれぞれにおいて合意がなされたとき
 - ③ その他一般送配電事業者が必要と認めた場合
- (2) 当社は、発電側課金をお客さまから受領し、お客さまに代わり一般送配電事業者に支払うものとします。
- (3) 当社は、系統連系受電契約において、発電側課金をお客さまから受領し、一般送配電事業者があらかじめ定める期日までの間、お客さまに代わり一般送配電事業者に引き渡す業務を受託します。また、当該業務は、お客さまが直接一般送配電事業者に支払う事項に該当した場合を除き、お客さまから無償で受託します。
- (4) お客さまは、当社との間で、(1)に基づくお客さまの発電側課金の支払債務と当社の買電額の支払債務を対当額で相殺することをあらかじめ合意するものとし、当社は、当該合意に基づき、(1)に基づくお客さまの発電側課金の支払債務と当社の買電額の支払債務を対当額で相殺します。

10.買電額の入金

- (1) 当社は、契約期間たる当該年度についてまとめて算定された相殺後の買電額を、翌年度の6月末日までにお客さま指定の振込先口座へ入金してお支払いします。
- (2) 買電額の現金によるお支払いは金融機関への口座振込の方法のみによるものとします。
- (3) お客さま都合による入金回数ならびに入金時期の変更はできません。ただし、振込先口座の変更は可能です。
- (4) 毎月の買電量および当該月ごとに乗じるべき買取単価ならびに契約期間たる当該年度についてまとめて算定される相殺後の買電額については、お申込み時にご登録いただいたお客さまのメールアドレス、当社Webサイト等を通じてお知らせします。また、当社にご連絡いただければ口頭にてお知らせします。その他の対応はいたしません。
- (5) 当社と都市ガス使用契約もしくは電気需給契約またはその両方を締結し、その料金をお支払い期限内にお支払いいただけなかった場合、当該ガス料金または電気料金のお支払いがすべてなされるまで、当該年度についてまとめて算定される相殺後の買電額の現金によるお支払いを留保させていただく場合があります。

11.買取りの停止

- (1) 次のいずれかに該当する場合、当社は発電余剰電力買取を一時的に停止することができます。
 - ① お客さまがご契約されている小売電気事業者に対するお客さまによる債務不履行、電気設備の不当な改造等により、電気の供給が停止された場合。
 - ② 一般送配電事業者の都合により、電気の供給が制限または停止された場合。
 - ③ お客さまが一般送配電事業者が定める託送供給等約款における発電者に係る事項を遵守せず、発電量調整供給を停止された場合。
 - ④ エネルギー価格の変動、事業環境の変化等を理由に、やむを得ず、当社が発電余剰電力買取を一時的に停止させていただかざるを得ないと判断した場合。
- (2) 前項①～③に該当する場合、各号に定める事項が判明した時点ですみやかに買取を停止します。また、前項④に該当する場合、当社が適当であると判断する方法により、買取を停止する日の3か月前までにお知らせします。

12.契約の解除

- (1) お客さまは任意に発電余剰電力買取の契約を解除することができるものとします。
- (2) 次のいずれかに該当する場合、当社は発電余剰電力買取の契約を解除することができるものとします。
 - ① お客さまが3.に定める要件を満たせなくなった場合。
 - ② お客さまが本規約についての重大な違反を行われた場合または当社に虚偽の申請を行われた場合。

- ③ その他当社が不適切と判断する行為をお客さまが行われた場合。
 - ④ 発電余剰電力買取の停止期間の長期化、電力市場の変化、政策動向等、事業環境の変化等を理由に、やむを得ず、当社が発電余剰電力買取の契約を解除させていただかざるを得ないと判断した場合。
- (3) 発電余剰電力買取の契約を解除するにあたり、本条(1)に示す場合には、お客さまは当社所定の様式により当社に対して発電余剰電力買取契約の解除を申請いただきます。ただし、お客さまが当社との発電余剰電力買取の契約を解除し、新たに他の小売電気事業者へ買取先を変更される場合には、新たな小売電気事業者に対し当該契約の申込みをしていただければ足りるものとします。当社は、当該小売電気事業者から電力広域的運営推進機関のシステムを経由してお客さまからの当該買取先変更のご依頼を受けたときは、お客さまと当社との間の当初の発電余剰電力買取の契約を終了するために必要な処置を行います。この場合は、電力広域的運営推進機関から通知される新たな小売電気事業者からお客さまへの発電余剰電力の買取が新たに開始される前日を当社との発電余剰電力買取契約の終了日とします。
- (4) 発電余剰電力買取の契約は、本条(1)についてはお客さまによる契約解除の申請があった日、および本条(2)①～③については当該事項が判明した日に、それぞれすみやかに終了するものとします。また、本条(2)④については、当社が適当であると判断する方法によりその3か月前までにお知らせする発電余剰電力買取の契約解除をするとした日に終了するものとします。
- (5) 本条(2)②または③の場合においては、本件契約の解除、終了に要する費用の実費をお客さまにご負担いただきます。
- (6) 本条により、発電余剰電力買取の契約が解除されて終了した場合、当社は、当該契約年度の初日から当該契約の終了日までの買電額を、当該契約終了日から遅くとも3か月以内に、お客さま指定の振込先口座へ入金します。
- (7) お客さまが本条(2)①、②および③ならびに13.の定めに反した場合、その事由が発生したと認められる日以降の買取量を0kWhとして取り扱う場合があります。なお、その事由が発生した日以降分の買電額の入金がすでに行われている場合、当該事由が発生した以降分の買電額を当社に対してご返金いただきます。
- (8) お客さまが、11.に定める発電余剰電力買取の停止、または本条(1)～(7)に定める契約の解除に係る手続きを実施いただけない場合、当社はお客さまの同意なく、一般送配電事業者との系統連系手続きおよび発電量調整供給の解除に係る手続きを行うことができるものとします。

13.権利義務の譲渡等の禁止

お客さまは、この発電余剰電力買取制度により生ずる本規約に関する権利または義務を同居されているご家族または相続人以外の第三者に譲渡し、承継し、またはその権利を担保に供してはならないものとします。なお、この第三者には、発電余剰電力買取を申し込むにあたってお客さまが当社に申請された発電場所をお客さまから譲り受けた方、当該発電場所を借り受けた方を含みます。

14.規約の変更

- (1) 当社は、次に掲げる場合には、本規約（別表を含みます。）の内容を変更することにより変更後の規約の条項について合意があったものとみなし、個別に契約者と合意することなく契約の内容を変更できるものとします。
 - ① 別表に定める買取単価について、当該単価の変更が、エネルギー価格の変動、事業環境の変化等を踏まえて合理的であるといえるとき。
 - ② その他、本規約の変更が、お客さまの一般の利益に合致するとき、または、お客さまが契約をした目的に反せず、かつ、本規約変更の必要性、変更後の内容の相当性等に照らし、本規約の変更が合理的であるといえるとき。
- (2) 前項の規定により当社が本規約を変更する場合、当社は、その効力発生時期を定め、かつ、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容ならびにその効力発生時期を、事前に、お客さまに当社Webサイトを通じて掲示する方法、書面により通知をする方法またはその他当社が適当であると判断する方法によりその内容を通知します。なお、当社Webサイトへ掲示する方法により通知する場合には、当社Webサイトへの掲示を

もって通知がお客さまに到達したものとみなします。また、当社がお客さまに対し書面により通知をする場合は、申込書に記載された住所へ送付するものとし、当該書面の到達に合理的に必要な時間の経過をもってお客さまに到達したものとみなします。

15. お客さま情報の取扱いおよびお客さまのご協力について

- (1) お客さまの情報は適切に取り扱うとともに、当社グループ、当社販売・サービス店等からのお知らせ、商品やイベントのご案内の送付等に利用させていただく場合があります。
- (2) お客さまの情報は、発電余剰電力買取の運用のために、必要な限りにおいて一般送配電事業者、電力広域的運営推進機関、販売店・施工店等、業務委託先に提供させていただく場合があります。
- (3) 買電額の振込先口座等お客さまの情報を変更されたい場合は、すみやかに当社までご連絡ください。当社は、当該ご連絡内容を確認した上で、確認時以降において、これらを変更します。
- (4) お客さまおよび一般送配電事業者から当社が提供を受けた個人情報は、エネルギー消費の分析や機器開発等に使用させていただきます。その場合、当社が個々のお客さまからのお申込みを承諾し、お客さまにご連絡した買取開始日から1年間とします。なお、データは必ず統計的に処理するものとします。
- (5) お客さまは、当社が発電余剰電力買取に関するアンケートを実施する場合、ご協力いただきます。
- (6) その他、発電余剰電力買取に関する取材や取材内容のカタログ・ホームページ等への掲載、発電余剰電力買取についてのPR等をお客さまにお願いする場合があります。
- (7) 上記に加え、関係法令、官公庁および一般送配電事業者からの指示に従い、当社はお客さまの情報を当該官公庁および一般送配電事業者に対して報告できるものとします。
- (8) お客さまには、一般送配電事業者が定める系統連系技術基準および託送供給等約款を遵守していただきます。

16. 当社の免責事項

次に定める事項の場合、当社は一切の責任を負わないこととします。

- (1) 地震等の天災が発生したことにより、または戦争、暴動等により非常事態が生じたことにより、発電余剰電力買取の継続が困難になった場合。
- (2) 一般送配電事業者からの検針値の提供が遅延したことにより、買電量および買電額のお知らせならびに買電額の入金が遅延した場合。また、当社の責めによらない事由により、一般送配電事業者より検針値の提供が行われず、買電額の算定ができない場合。
- (3) お客さまのお申込み時の誤記、振込先口座の変更に関してお客さまが当社に適切にご連絡いただけなかつたこと、または、当該ご連絡が遅れたこと等により、買電額の入金ができなかつた場合。
- (4) お客さまが本規約を遵守されないことにより損害等が生じた場合。
- (5) その他、当社の責めによらない事由により、損害等が生じた場合。

17. その他

- (1) 発電余剰電力買取へのお申込みに際し、第三者への費用の支払いが発生する場合、お客さまにご負担いただくものとします。
- (2) 発電余剰電力買取の契約により当社がお客さまから買い取った発電余剰電力に係るエネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用および化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律にいう非化石価値等は全て当社へ帰属するものとします。

(別表) 発電余剰電力買取単価表

単価①

| 買取単価（消費税等相当額を含みます。） | |
|---------------------|------------|
| ガス電気セット価格 | 標準価格 |
| 13.0 円/kWh | 12.5 円/kWh |

単価②

| 買取単価（消費税等相当額を含みます。） | |
|---------------------|-----------|
| ガス電気セット価格 | 標準価格 |
| 9.5 円/kWh | 9.0 円/kWh |

※ 当社は、買電量の算定期間である月ごとに、お客さまが次の①および②のいずれにも該当する場合に限り、「ガス電気セット価格」の買取単価を適用するものとし、その他の場合は「標準価格」の買取単価を適用するものとします。

- ① 太陽光発電設備を設置する発電場所において、当社、東邦液化ガス株式会社および当社が承諾した事業者とガス使用契約を締結している、または、これを締結しようすること。なお、ガス使用契約と発電余剰電力買取の契約は同一のお客さま名義であること。
- ② 太陽光発電設備を設置する発電場所において、当社と電気需給契約を締結している、または、これを締結しようすること。なお、電気需給契約と発電余剰電力買取の契約は同一のお客さま名義であること。